

# 消火栓や防火水そうなどの 付近は駐車禁止です

## 備えて安心 19



～南海地震などあらゆる  
災害への備え～



消火活動に欠かすことのできない「消火栓」や「防火水そう」などの消防用水利の周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。

違法な駐車車両は一刻を争う消火活動を妨げ、大きな災害につながるおそれがあります。

火災の多い時期となりました。まさかのときのため、皆さんのご理解とご協力で、安心して安全なまちづくりを進めていきましょう。

### 道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

#### 消防水利の周辺

- ・消火栓から5メートル以内の部分
- ・消防用防火水そうの吸水口もしくは、吸管投入孔から5メートル以内の部分

- ・消防用防火水そうの側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ・指定消防水利（プール・池・井戸・河川など）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

#### その他

- ・消防用機械器具の置場（消防自動車などの車庫や消火用ホース格納箱など）の側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ・火災報知機から1メートル以内の部分
- ・駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

## 地震保険における耐震診断割引について

耐震診断を受け、耐震性が確認された住宅や、耐震改修工事を実施し、耐震基準を満たした住宅の地震保険料が割引されます。

※耐震診断の報告書などを保険会社に提出するなどの手続きが必要。

割引制度	割引の説明	割引率
耐震診断割引 (平成19年10月1日以降、保険期間が開始する契約に適用)	地方公共団体などによる耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%

この他にも、対象の建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合の「建築年割引」などの割引制度もあります。手続き方法などについては、契約されている(契約しようとしている)各種保険会社の相談窓口や代理店にお問い合わせください。

●このページの記事に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

【本庁】総務課消防防災係 ☎43-2112(直通) 【佐賀総合支所】総務課総務係 ☎55-3113(直通)